

東京都行政手続条例の改正について（概要）

平成27年4月1日から「東京都行政手続条例の一部を改正する条例」が施行され、以下のように制度が変わりました。

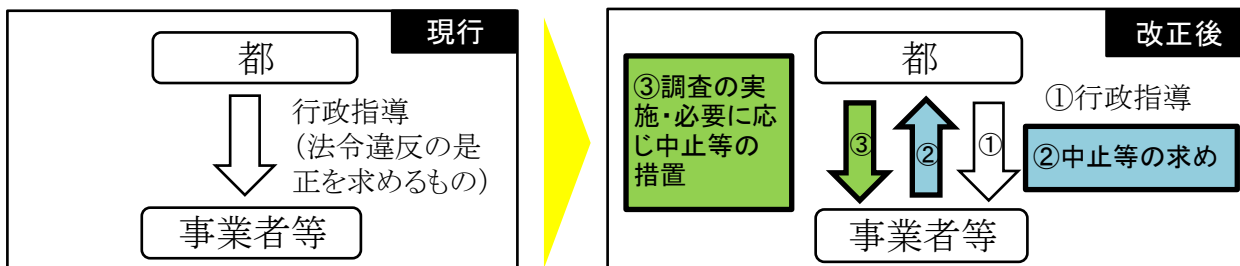
新たに条例で規定される内容

（１）行政指導の方式（条例第33条2項）

行政指導に携わる者は、行政指導をする際、都の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示すこととしました。

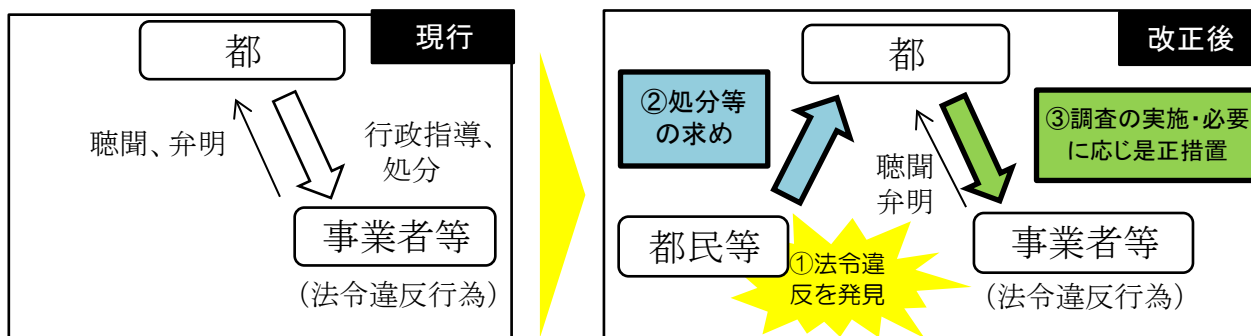
（２）行政指導の中止等の求め（条例第35条）

法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと思うときには、行政指導をした都の機関に対し、その旨を申し出て、行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとしました。



（３）処分等の求め（条例第36条）

法令又は条例等に違反する事実を是正するためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）、行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思うときには、当該処分又は行政指導をする権限を持つ行政庁又は都の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとしました。



<お問い合わせ> 総務局行政改革推進部行政改革課

(直)03-5388-2321

mail:S0000014@section.metro.tokyo.jp